（給与年額相当額の計算に関する規定の読替え）

第三条　退職の翌年（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第二十四条に規定する退職の翌年をいう。以下この条において同じ。）まで自衛官として在職したと仮定した場合において防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職の職員の給与に関する法律附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる若年定年退職者（防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の二に規定する若年定年退職者をいう。以下この条において同じ。）のうち、平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した若年定年退職者であって退職の翌年が一部改正法施行日の属する年となるものに対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令附則第十六項の規定の適用については、同項第一号中「五十五歳に達した日後における最初の四月一日が退職の翌年となる場合にあっては、同日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）の施行の日（以下この項において「一部改正法施行日」という。）」と、同項第二号中「基準日」とあるのは「基準日（一部改正法施行日以後の基準日に限る。）」と、同項第三号中「十二月一日」とあるのは「十二月一日（一部改正法施行日以後のこれらの日に限る。）」とする。

防衛大臣　北澤　俊美
内閣総理大臣　菅　直人

最高裁規則

○最高裁判所規則第八号

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

最高裁判所

裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

第一条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の七十五」に、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の百十五」を「百分の百三十五」に改める。

第二条　裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の六十五」を「百分の六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に、「百分の百五、」を「百分の百二・五、」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の裁判官に対する期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則第一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一　平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に裁判官以外の者又は裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第二条に定める五号から十二号までの報酬を受ける判事補若しくは同条に定める十号から十七号までの報酬を受ける簡易裁判所判事（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十六号）附則第二条の規定の適用を受けない裁判官に限る。）からこれらの裁判官以外の裁判官（以下この項において「改定対象裁判官」という。）となった者（同年四月一日に改定対象裁判官であった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものを除く。）にあっては、その改定対象裁判官となった日）において改定対象裁判官が受けるべき報酬、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める額を除く。）及び特地勤務手当（一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定める手当を含む。）の月額の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月から裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十七号）の施行の日の属する月の前月までの月数（同年四月一日から同法の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間、改定対象裁判官以外の裁判官であった期間その他の最高裁判所の定める期間がある裁判官にあっては、当該月数から当該期間を考慮して最高裁判所の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二　平成二十二年六月一日において改定対象裁判官であった者（任用の事情を考慮して最高裁判所の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

3　平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものであった者から引き続き新たに裁判官となった者で任用の事情を考慮して最高裁判所の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び検察官その他の国家公務員で最高裁判所の定めるものとの権衡を考慮して最高裁判所の定める額」とする。

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所規則第九号

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十二年十一月三十日

最高裁判所

裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則等の一部を改正する規則

（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部改正）

第一条　裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則（昭和四十年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「（昭和二十五年法律第九十五号）」の下に「（第三条において「給与法」という。）」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の支給額）

第三条　給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の俸給の特別調整額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第二条　裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成十九年最高裁判所規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「（昭和二十五年法律第九十五号）」の下に「（以下「給与法」という。）」を、「裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則」の下に「（以下「新規則」という。）」を加え、「のほか、当該」を「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される裁判所職員にあっては、裁判官以外の裁判所職員の俸給の特別調整額に関する規則第三条の規定による俸給の特別調整額）のほか、新規則第二条の規定による」に、「その」を「（給与法附則第八項の規定により給与が減ぜられて支給される裁判所職員にあっては、当該額に一般職の国家公務員の例に準じて最高裁判所が別に定める割合を乗じて得た額とし、それらの」に改める。

附　則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑　博允